別添 1

(特定事業仮契約書 第50条関係)

スポンサーによる事業者支援契約書のフォーム

岡山市東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業 に係るスポンサーによる事業者支援契約書

平成15年 月

岡山市 【スポンサー】

目 次

- 第1条 定義
- 第2条 スポンサーによる事実の表明および保証
- 第3条 スポンサーによる誓約
- 第4条 事業者とスポンサーの連帯
- 第5条 スポンサーの地位譲渡
- 第6条 秘密保持
- 第7条 準拠法および合意管轄
- 第8条 通知

(以下契約書本文)

本スポンサーによる事業者支援契約(以下「本契約」という。)は、【事業者名】からスポンサー(以下に定義されたとおり。)に対する委託に基づき、岡山市(以下「市」という。)とスポンサーとの間で、平成 年 月 日付け/特定事業仮契約(以下に定義されたとおり。)と同日付けで締結された。

前文

- 1.市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117号)に基づき、東部クリーンセンターから発生する余熱を有効利用した健康増進施設の整備・運営事業を特定事業として選定し実施するため、本事業(以下に定義されたとおり。)を実施することを唯一の事業目的とする特別目的会社として、【スポンサー名】により設立された【事業者】との間で、平成年月日付で特定事業仮契約(以下「特定事業仮契約」という。)を締結した。
- 2 . 市とスポンサーとは、事業者による本事業の実施に関連して次のとおり合意した。

(定義)

- 第1条 特定事業仮契約において定義された用語は、本契約において用いるときは、文脈上他の解釈が当然なされる場合を除いて、特定事業仮契約において定義されたのと同一の意味を有する。本契約において用いる場合、「特定事業仮契約」とは、特定事業仮契約について特定事業仮契約第51条(契約期間)に定めるPFI法第9条(地方公共団体の議会の議決)に基づく岡山市市議会の議決を経た後は、当該議決を経た「特定事業本契約」と読み替える。
- 2 本契約においては、次に掲げる用語は、文脈上他の解釈が当然なされる場合を除いて、当該各号に定める意味を有する。
 - (1)「事業者」とは、市により事業予定者として選定された民間事業者グループによって、本事業の実施を唯一の事業目的として新たに設立された会社である【事業者名】をいう。
 - (2)「スポンサー」とは、事業者の株主である【落札者グループ構成企業名】およびそれぞれの 承継人をいう。
 - (3)「本事業」とは、特定事業仮契約に従い実施される岡山市東部余熱利用健康増進施設整備運営PFI事業をいう。
- 3 目次および条文の見出しは便宜上のものであり、契約条件の一部を構成するものではなく、また契約条件の解釈において考慮されない。募集要項、質問回答書および提案書の内容は、本契約の規定の意味の明確化のために斟酌することができるが、本契約の内容と異なることを主張立証するために用いることはできない。
- 4 法令への言及は、当該法令施行後の改正を含む。

(スポンサーによる事実の表明および保証)

- 第2条 スポンサーは、市に対し、本契約締結日現在における次に掲げる事実を表明し、また保証する。
 - (1) 事業者の設立手続は、法律により要求される必要手続が全て適正に履行されており、また本契約締結日現在、事業者に関して解散事由は存在せず、解散決議も行われていない。事業者の設立の無効、事業者の株主総会決議の無効もしくは取消、または事業者の取締役会決議の無効を主張する訴訟が提起されたことはなく、またスポンサーの知る限りにおいてかかる訴訟が提起されるおそれもない。かかる訴訟の根拠となりうる事実も事業者には存在しない。
 - (2) スポンサーは、特定事業仮契約第68条(事業者による事実の表明および保証) 各号に掲げる事実につき事業者と連帯してその事実を表明し、また保証する。

(スポンサーによる誓約)

- 第3条 スポンサーは、特定事業仮契約に基づく事業者の債権債務が消滅する日まで、次に 掲げる事項を順守する。
 - (1) スポンサーは、各々が所有する事業者の株式を、市の事前の承諾(市は合理的理由なくしてその承諾を拒まない。)を得ずして、スポンサー以外の第三者に譲渡し、または担保の目的としない。
 - (2) スポンサーは、市の事前の承諾を得ずして、事業者の株主でなくなることはない。
 - (3) スポンサーは、事業者につき、破産手続、民事再生手続、会社整理手続、会社更生手続、特別清算手続または今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始申立を行わない。
 - (4) スポンサーは、事業者に、自ら破産手続、民事再生手続、会社整理手続、会社更生手続、 特別清算手続または今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始申立を行なわせず、ま た、事業の自主的な放棄をなさせしめない。

(事業者とスポンサーの連帯)

- 第4条 スポンサーは、特定事業仮契約に基づき事業者が市に対し負担する次に掲げる義務 につき、事業者と連帯してこれを履行する責めを負う。
 - (1) 事業終了時の自由提案施設の撤去・原状復旧義務(特定事業仮契約第2条(本事業の概要)第6項、特定事業仮契約第58条(事業期間終了後の本施設の扱い)第1項)
 - (2) 本施設の運営開始時期の遅延に伴う予定損害賠償の支払い(特定事業仮契約第24条(本施設運営開始遅延時の対応)第3項)
 - (3) 公金取扱規定違反に係る損害賠償および遅延損害金の支払い(特定事業仮契約第46条(公金の取扱い)第2項、第3項)
 - (4) 事業終了時の必須施設の市への所有権移転義務(特定事業仮契約第56条(解除後の権利 関係) 特定事業仮契約第57条(無償譲渡) 特定事業仮契約第58条(事業期間終了後 の本施設の扱い)

(スポンサーの地位譲渡)

- 第5条 スポンサーは、その保有に係る事業者の株式を譲渡する場合には、事前に市の書面 による承諾(市は合理的理由なくしてその承諾を拒まない。)を得た上で、前条(事業者とスポンサーの連帯)に定めるスポンサーの義務を承継した者に対してのみ、事業者の株式を譲渡することができる。
- 2 事業者は、前項の規定に反するスポンサーからの株式譲渡承認請求があった場合には、かかる請求を承認せず、前条(事業者とスポンサーの連帯)に定めるスポンサーの義務を承継する者を株式譲渡の相手方として指定する。

(秘密保持)

- 第6条 市およびスポンサーは、本事業に関連して相手方から受領した秘密情報を秘密とし て保持し、責任をもって管理し、第三者(事業者を除く。以下本条において同じ。)に開示し てはならない。
- 2 市およびスポンサーは、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示できる。
- 3 前項により秘密情報を開示した当事者は、開示先に秘密情報を目的外で使用させないことを 要する。
- 4 前3項の定めにかかわらず、法令に従う場合または権限ある官庁・公署の要請・命令に従う場合は、相手方の承諾を要することなく開示できる。
- 5 前項に該当する情報であっても、次に掲げるものは秘密情報から除外する。
 - (1) 開示のときに既に公知である情報
 - (2) 市またはスポンサーから開示される以前に市またはスポンサーが正当に保持していたことを証明できる情報

- (3) 市およびスポンサーが、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを文書により 承諾した情報
- (4) 開示の後、市またはスポンサーのいずれの責めにも帰せずに公知となった情報
- 6 市およびスポンサーは、本契約の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

(準拠法および合意管轄)

第7条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する紛争に関しては、岡山地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(通知)

第8条 本契約の当事者に対する通知、報告その他の連絡は、全て書面により、手交または次の各号の相手方の住所(本契約締結後に、当事者がその通知先を変更し、これを本条に従い相手方当事者に通知した場合は、かかる変更後の通知先とする。) 宛てに郵便、ファクシミリもしくは電子メールによる場合には、原本を直ちに追って郵送することを要する。) にてこれを行なう。

(1) 市宛て: 岡山市

宛 先:岡山市環境局環境施設部環境施設課住 所:岡山県岡山市大供一丁目1番1号

電 話:086-803-1000 ファクシミリ:086-803-1737

電子メール: kankyoushisetsuka@city.okayama.okayama.jp

(2) スポンサー宛て: 【落札者グループ構成企業名】

宛 先:

住 所: 電話:

ファクシミリ: 電子メール:

(3) スポンサー宛て: 【落札者グループ構成企業名】

宛 先: 住 所: 電 話: ファクシミリ: 電子メール:

- 2 前項の通知は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める時にそれぞれその効力が発生する。
 - (1) 手交された場合 相手方に手交された時
 - (2) ファクシミリまたは電子メールにて行なわれた場合 ファクシミリまたは電子メールによる送付に係る通知の原本を相手方が前項所定の相手方住所において受領したことを条件として、当該通知をファクシミリまたは電子メールで相手方が受領した時
 - (3) 郵便にてなされた場合 相手方が前項所定の相手方住所において受領した時

(以下記名押印頁)

以上の事項を証するため、頭書記載の契約締結日付にて本書 通を作成し、市およびスポンサーがそれぞれ記名押印し事業者が承認同意のため末尾に記名押印の上、市およびスポンサーが各自その原本1通を保有し、事業者がその写し1通を保有する。

市: 岡山県岡山市大供一丁目1番1号

岡山市 岡山市長

スポンサー: 【落札者グループ構成企業 住所】

【落札者グループ構成企業名】

代表取締役

スポンサー: 【落札者グループ構成企業 住所】

【落札者グループ構成企業名】

代表取締役

頭書記載の契約締結日付にて本契約の各条項を承認しこれに同意致します。

事業者: 【事業者 本店所在地】

【事業者名】 代表取締役

別添 2

(特定事業仮契約書 第68条第(3)号関係)

定款

[事業者の本契約締結時における現行定款の謄本証明付写しを添付。]

別添 3

(特定事業仮契約書 第68条第(4)号関係)

現在事項全部証明書

[事業者の会社登記簿謄本の現在事項全部証明書を添付。]